

契約者／被保険者	株式会社 traevo／traevo サービス荷待ち・荷役時間集計オプションの全加入者	
保険契約期間	2026 年 8 月 1 日から 2027 年 7 月 31 日の 1 年間 注) なお、荷待ち・荷役時間集計オプションの加入と同時に自動的に補償が開始します。	
支払限度額	一事故あたり 50,000 円	
免 責 金 額	なし	
お 支 払 い す る 保 険 金 等	保険金の種類	支払限度額 一事故あたり 50,000 円
	誤配費用	
	継搬費用	
	追加物流費用※	
	※被保険者が目的地への輸送を継続する為に被保険者が支出を余儀なくされた費用を指します。	
保険金等をお支払いする 主な事故	◆ 誤配費用： 被保険者による送り状の記載誤りまたは送り状の貼り間違い、誤積み等により誤配送が生じたこと、または積忘れもしくは荷卸し忘れが生じたこと（保険契約期間中かつオプション加入期間中に生じたものに限り）に起因して被保険者が負担を余儀なくされた費用。 ◆ 継搬費用・追加物流費用： 保険契約期間中かつオプション加入期間中に生じた次の事由により、貨物を輸送開始時の目的地まで継搬するために被保険者が当社の承認を得て支出した荷卸し費用、一時的な保管費用、再積み込み費用、代車費用、キャンセル料、待機料または時間外割増費用など、目的地への輸送を継続するために被保険者が支出を余儀なくされた追加費用（輸送を中断した場合に支出を余儀なくされた費用を含みます。） (ア) 火災・爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害が発生し、その事故が原因で貨物の積載輸送用具が自力走行不能となった場合 (イ) 冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物の輸送中に、次のいずれかの事由が発生した場合 A) 冷凍・冷蔵・保冷・保温のために使用されている機械・装置の破損・故障 B) 冷凍・冷蔵・保冷・保温する収容設備またはコンテナ（A の機械・装置を除きます）の破損・故障 (ウ) 輸送用具が走行を開始した後に輸送用具に生じた電氣的・機械的事故、バッテリー充電・電圧不足、タイヤのパンクによりその輸送用具が自力走行不能となった場合	
保険金等をお支払いしない 主な事故 ※	◆ 共通： 契約者・被保険者の故意、重過失 貨物の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・変質等の事由 荷造りの不完全 ◆ 誤配費用： (ア)納期遅延を原因とする違約金や逸失利益等の間接損害 (イ)誤配送された地が日本国外であった場合に発生した、その地からの継搬、急送または回収するための費用 ◆ 継搬費用・追加物流費用 (ア)被保険者が貨物の所有者に対する賠償責任を負担することによって被る損害 (イ)本契約の他約款で支払われる各種費用損害 ※詳細は約款文言をご確認ください。	
代理店・扱者	三井住友インシュアランス＆フィナンシャルサービス株式会社	
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	

(2021 年 4 月 1 日以降始期契約用)

①事故にあわれた場合のご連絡等

事故が起こった場合は、所定の入力フォームより事故の詳細をお知らせ願います。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者が保険金の請求を行う場合は、下記の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は保険契約者、代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

※事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

■ 保険金のご請求に必要な情報、および証憑：

○ 情報

貴社名／オプション加入日／事故日／輸送区間（仕出し・仕向け地）／発生費用（※）／事故原因／損害額

※① 誤配費用／② 継搬・追加物流費用

○ 証憑

＞ 外部業者を利用された場合：請求書・領収証などの発生した費用の金額・明細を確認できる資料

＞ 貴社が自社で負担される場合：発生した費用の金額と明細が記載された内部資料

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

ご不明な点がありましたら、保険契約者、代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。